



函 企 国

令和2年(2020年)7月21日

一般社団法人 日本建築学会

会長 竹脇 出 様

函館市長 工 藤 壽 樹



「旧ロシア領事館の保存活用に関する要望書」について (回答)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、市政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、2020年6月26日付で貴会からいただいたご要望について、次のとおり回答いたします。

旧ロシア領事館は、函館とロシアとの交流の歴史を物語る象徴的・文化的な建築物でありますほか、観光資源としての側面も併せ持つなど、本市における地域資源の一つであるとともに、西部地区の歴史的な町並みを形づくる要素の一つであり、有効に保存活用されていくことが望ましいものと考えております。

旧ロシア領事館の活用推進事業は、用途廃止から20年以上が経過し、建物の老朽化が進行する一方で、厳しい財政状況のもと、市が自力で改修等を行うことが困難な状況にある中、平成27年1月に策定した「もと道南青年の家(旧ロシア領事館)活用方針」に基づき、民間の力をお借りして同館の維持活用を図ろうとするものであります。

市ではこれまで、サウンディング型市場調査やその後のフォローアップ調査等における事業者の意見等を踏まえ、賃貸方式を含め事業化の検討を進めてきたところですが、各事業者からは市の積極的な財政支援がなければ事業化は難しいとの意向が示されたところであります。

その後、改めて情報収集等を行う中で、自ら当該施設を購入し、現状をできる限り維持した上で、事業を行いたいという事業者が現れましたことから、売却による事業化について検討することとし、現在、複数の事業者が活用に向けた意向を示していることから、令和2年度において、事業者の募集を行うこととしたところであります。

本事業につきましては、公募により「旧ロシア領事館」の保存活用に関する

企画提案の募集を行い、提案内容の審査を通じ、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定するプロポーザル方式により実施することとしております。

実施にあたっては、建物の景観指定建築物等の指定の同意をはじめ、函館市都市景観条例に基づき定めている「景観指定建築物等の保全に係る基準」を遵守し、外観等の保全を図ることを条件とするとともに、建物内部につきましても歴史的・文化的価値がある可能性が高いと判断されるものについては、保存活用について審査の際の評価基準項目とすることについても検討しているところであります。

さらに、売買契約の締結にあたっては、用途指定に関する措置として、10年間の買戻し特約等を付すことや、当該特約期間の終了後においても、本市として一定の関与を継続できるような手法について、審査委員会の中で有識者のご意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

何卒、事情ご高察のうえ、ご理解賜りますようお願いいたします。

敬具

(企画部国際・地域交流課)